

## マージン率等の情報提供について

① 令和 3年 4月 1日付け 派遣労働者数

200 人

② 令和 3年 4月 1日付け 派遣先事業所数(実数)

16 事業所

③ 令和 3年度(令和 3年 4月 1日～令和 4年 3月 31日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

13,864 円(8時間 全業務平均 )

④ 令和 3年度(令和 3年 4月 1日～令和 4年 3月 31日) 派遣労働者の賃金の額の平均額

9,744 円(8時間 全業務平均 )

⑤ 令和 3年度(令和 3年 4月 1日～令和 4年 3月 31日) マージン率

29.7 %

$$\text{マージン率} = \frac{\left[ \begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[ \begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

※百分率(%)表記にした場合に、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。  
※マージン率の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。  
※また、マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示すなど、派遣労働者が自社のマージン率について理解しやすくなることが望ましい。

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

☒ 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲

☐ 571一般機械器具組立工、575電子機械器具組立工  
565プラスチック製品製造工、584自動車組立工

当該労使協定の有効期間の終期

( 令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日 )

☐ 締結していない

※協定の締結の有無等の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 (注)キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

| 訓練種別   | 対象者となる派遣労働者<br>雇入時・派遣中・待機中など | 訓練方法<br>OJT・OFF-JT | 訓練費用負担額<br>無償・有償 | 賃金支給<br>有給・無給 |
|--------|------------------------------|--------------------|------------------|---------------|
| 基礎講座   | 派遣中                          | OFF-JT             | 無償               | 有給            |
| 製造基礎講座 | 派遣中                          | OFF-JT             | 無償               | 有給            |
| 品質管理講座 | 派遣中                          | OFF-JT             | 無償               | 有給            |
| リーダー研修 | 派遣中                          | OFF-JT             | 無償               | 有給            |

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口:堀越祐司 電話番号 0285-21-0011

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

[ 送迎バス ]

事業所名 株式会社ジージェイエス  
許可番号 派09-300310